

# 事業所のみなさんへ

消防計画に書いてありますよ！！

**自衛消防訓練実施していますか???**



防火管理者を選任している建物では、消防計画に基づいて、消火・通報・避難の訓練をしなければいけません。

特に、不特定多数の人が出入りする建物では、消火訓練と避難訓練を1年で2回以上実施することが、消防法で義務付けられています。

消防法で義務付けられています。

総合訓練	部分訓練
<p>火災の発生から、消防隊の到着までの一連の行動（消火・通報・避難）を総合的に実施してください。</p> 	<p>個別に行う訓練で主な訓練は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 消火訓練・消火器や屋内消火栓設備等の使い方を覚えましょう</li><li>○ 通報訓練・消防機関への通報等ができるようにしましょう。</li><li>○ 避難訓練・避難の指示など、適切に避難誘導できるようにしましょう。</li></ul> 

訓練を難しく考える必要はありません。通報・消火・避難を一連の流れで実施することが理想ですが、多忙で時間

が取れない場合は、事業所の皆様が参加しやすいように、就業前後、朝礼時、就業後などのわずかな時間を利用し

短時間で効果的に工夫して実施しましょう。

## 実施日時や場所を決めましょう

従業員の方が参加しやすい日、時間帯を設定しましょう。訓練は少人数でも実施できます。

## 訓練内容を決めましょう

消防計画に定める任務分担に基づき行い、訓練内容は建物の実情に合った内容にしましょう。

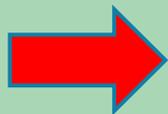
## 訓練参加者へ周知しましょう

回覧や張り紙により、訓練参加者に周知し、自衛消防訓練の重要性について理解や協力を求めましょう。

## 事業所のみなさんへ

「コロナ禍で大勢の人を集めて実施すると、コロナに感染怖いわ。」

「消防士さんに来てもらって指導してほしいけど、コロナの関係で来れないよねー。」



**いや、できます！！できるんです！！！！**

**ネットで自衛消防訓練ができるようになりました！！！！**

現在、東京消防庁では、コロナ禍においても実施しやすい消防訓練「ネットで自衛消防訓練」を推奨しています。動画で分かりやすく、集まらなくても個々で動画を見ることができるので、会社でのデスクワーク中や自宅でのテレワーク中でも自衛消防訓練に参加することができます。

他にもインターネット環境が整っていない事業所にはDVDの貸し出しも行っているため、不明な点も含め王子消防署もしくはお近くに消防署にお問い合わせください。

### 問合せ先

**王子消防署 東京都北区王子4-28-1**

**TEL 03-3927-0119**